

京都地方税機構財政状況等の公表に関する条例

平成22年1月4日
京都地方税機構条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、財政状況の公表及び人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政状況の公表)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定により条例で定めることとされている財政状況の公表については、財政状況の公表に関する条例(昭和23年京都府条例第10号)の例による。

(人事行政の運営等の状況の公表)

第3条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定により条例で定めることとされている人事行政の運営等の状況の公表については、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の例による。

(公表の方法)

第4条 前2条に関する公表は、京都地方税機構公告式条例(平成21年京都地方税機構条例第2号)第2条第2項の例により行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。